

設備(改修)

# 工 事 監 理 区 分 表

令 和 5 年 4 月

石 川 県 土 木 部 営 繕 課

# 公共建築改修工事標準仕様書監理区分表

## 電気設備工事編監理区分表一般事項

1. この監理区分表は、平成31年版公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)に対応するものである。
2. 本区分表において、Aは発注者監督員、Bは受注者監督員(補助監督員)の担当業務区分とする。
3. 業務区分における「協議」等は、その業務を行う者を示す。
4. Aが行う検査等の業務については、すべてBが立ち会う。
5. Bが行う提出の業務については施工者より遅延なく提出されるよう指導すると共にその内容をすみやかに精査し、必要に応じて是正させ適切な内容となるように指導し、直ちにAに提出すること。
6. Bが行う承諾、協議及び指示等の業務については、その内容をすみやかにAと協議のうえ行うこと。
7. Bが行う業務については、その内容を直ちにAに報告する。

# 目 次

## 一 般 事 項

第1編	一 般 共 通 事 項 .....	1
第2編	電 力 設 備 工 事 .....	6
第3編	受 變 電 設 備 工 事 .....	7
第4編	電 力 貯 蔵 設 備 工 事 .....	8
第5編	発 電 設 備 工 事 .....	8
第6編	通 信 ・ 情 報 設 備 工 事 .....	9
第7編	中 央 監 視 制 御 設 備 工 事 .....	10

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
<b>第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項</b>												
1. 1. 3	[総則] 官公署その他への届出手続等	(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。	B									
1. 1. 4	工事实績情報システム (CORINS)への登録	(1) 工事实績情報システム(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録機関への登録申請を行う。									A	
		(2) 登録後は登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。		A								
1. 1. 5	書面の書式及び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。					A					
		(3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。		B								
1. 1. 6	設計図書等の取扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
1. 1. 7	関連工事等の調整	契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事(以下「関連工事等」という。)について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。						B				
1. 1. 8	疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。					A					
1. 1. 9	工事の一時中止に係る事項	次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (イ) 関連工事等の進捗が遅れた場合 (ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰することができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	B									
1. 1. 10	工期の変更に係る資料の提出	契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。		B								
1. 1. 12	埋蔵文化財その他の物件	工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告し、その後の措置については、監督職員の指示に従う。	B		A							
1. 2. 1	[工事関係図書] 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。	B									
		(5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考	
1. 2. 2	施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。		B									
		(3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B	A								
		(4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画にかかる部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。				B							
		(5) 施工計画書の内容を変更する必要があるが生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。	B										
1. 2. 3	施工図等	(1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		B							
		(3) 施工図等の内容を変更する必要があるが生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。	B			B							
1. 2. 4	工事の記録	(2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。				B	B						
		(4) 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合				B							
		(6) (2)から(4)の記録等について、監督職員より請求されたときは、提示又は提出する。		B								B	
1. 3. 2	電気保安技術者	(2) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。		B		A							
		(4) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。				B							
1. 3. 3	施工条件	(1) (ア)行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。					A						
		(イ)設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。					A						
		(ウ)設計図書に施工時間が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。		B			A						
1. 3. 4	品質管理	(2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。							B				
		(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。					B						
1. 3. 5	施工中の安全確保	(2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。				A							
		(4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物・既設配管等に対して支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B						
		(6) 工事の施工に当たり、近隣等の折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。 (ア)地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ、その概要を監督職員に報告する。	B										
1. 3. 8	災害時等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。	A	B									
1. 3. 10	既存部分等への処置	(3) 工事施工に当たり、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。	B										

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
1. 4. 2	[機器及び材料] 機材の品質等	(2) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(試験成績書等)を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材でJISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。		B		B						
		(4) 調査を要する材料は、調査表等を監督職員に提出する。		B								
		(5) 機材の色等については、監督職員の指示を受ける。				A						
		(6) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。					A					
1. 4. 3	再使用機材	(1) 取り外し後再使用と特記された機材は、次による。 (ウ)取り外し後再使用までの間は、機器類の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。なお、保管場所は監督職員と協議する。					A					
		(2) 取り外し後再使用するに当たり、機器の性能、機能に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。					A					
1. 4. 4	機材の搬入	機材は工事現場へ搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	B			A						
1. 4. 5	機材の検査等	(1) 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。				A			B			
		(2) (1)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A			B				
1. 4. 6	機材の検査に伴う試験	(3) (1)による検査の結果、不合格となった機材は、直ちに工事現場外に搬出する。		B					B			
1. 5. 2	[施工調査] 事前調査	施工に先立ち、設計図書に定められた調査を行い、監督職員に報告する。		B								
1. 6. 3	[施工] 一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。	B		B	A						
1. 6. 4	施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合及び、1. 6. 3「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。	B						B			
		(2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A			B				
		(3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。				A						
1. 6. 5	施工の検査に伴う試験	(2) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。		B								
1. 6. 6	施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。			B					B		
1. 6. 7	工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督職員と協議する。 (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案 (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案					B					
1. 6. 8	化学物質の濃度測定	(3) 測定結果は、監督職員に提出する。		B								
1. 7. 1	[養生] 養生範囲	既存部分の養生は、特記仕様書による。特記がなければ、工事後に使用される建築物、設備、備品等が工事中に汚損、変色等により、工事前の状態と異なるおそれがある箇所は、養生を行うものとし、養生範囲は監督職員と協議する。					A					
1. 7. 2	養生方法及び清掃	(9) 漏水等のおそれのある工事を行うときは、監督職員と協議する。3					B					

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考	
1. 8. 3	[撤去] 有害物質を含む撤去	撤去部に石綿、鉛、PCB等有害物質を含む材料が使用されていることが確認された場合は、監督職員と協議する。		B		B							
1. 8. 6	撤去後の補修及び復旧	(1) 壁付け機器、床置機器、天井付機器の撤去跡の取付けボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修、床補修等は、特記による。特記がなければ、監督職員との協議による。					B						
		(2) 床、壁、天井等の撤去後の開口部についての補修方法及び仕上げの仕様は、特記による。特記がなければ、監督職員との協議による。					B						
1. 9. 1	[発生材の処理等] 一般事項	(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。					B						
		発生材の処理は、次による。 (ア)発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B	A								
		(a)PCBを含む機器類は、PCBが飛散、流出、地下への浸透等がないように適切な容器に収め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引渡す。		B									
		(ウ)発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成して監督職員に提出する。		B									
		(エ)(ア)から(ウ)以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえ、適切に処理の上、監督職員に報告する。		B									
1. 10. 1	[工事検査及び技術検査] 工事検査	(1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。 (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。		A	A								
		(2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。			B								
1. 11. 1	[完成図等] 完成時の提出図書	工事完成時の提出図書は、特記による。特記がなければ、1.11.2「完成図」及び1.11.3「保全に関する資料」による。		B									
1. 11. 3	保全に関する資料	(2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。					B						
<b>第 2 章 共通工事</b>													
2. 1. 1	[共通事項] 停電作業	停電作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項に留意する。 (ア) 事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、監督職員に提出して協議する。		B			A						
2. 1. 2	活線及び活線近接作業	活線及び活線近接作業は、行わない。ただし、やむを得ず作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項による。 (ア) 管理体制、管理範囲、表示、保護具・防具等について作業手順書を作成し、監督職員と協議する。					B						
		(イ) 特別高圧及び高圧回路(以下「高圧回路等」という。)の作業中は、電気主任技術者、監督職員又は電気保安技術者の立会いを受ける。								B			
2. 2. 7	監督職員事務所	(3) 監督職員事務所の備品等は、次による。(ア) 監督職員事務所には、監督職員の指示により、電灯、給排水その他の設備を設ける。なお、設置する備品等の種類及び数量は、特記による。			A								
2. 2. 9	仮設物の撤去その他	(2) 工事の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となる場合は、監督職員と協議する。					A						
		(3) 仮設物を移転する場所がない場合は、監督職員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。				A							
2. 3. 1	[土工事] 一般事項	(イ) 地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管等を掘り当てた場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を行い、監督職員及び関係者と協議して処理する。					B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考	
2. 5. 1	[コンクリート工事] 一般事項	(ア) コンクリートは、JIS Q 1001「適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－一般認証指針(鋳工業品及びその加工技術)」及びJIS Q 1011「適合性評価－日本工業規格への適合性の認証－分野別認証指針(レディーミクストコンクリート)」に基づき、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」への適合を認証されたものとし、種類は普通コンクリートとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。				B							
		(b)レディーミクストコンクリートの受け入れは、品質管理の試験結果及び生産者が行うJIS A 5308「レディーミクストコンクリート」による品質管理の試験結果を監督職員に報告する。ただし、少量の場合等で現場練りコンクリートとする場合の品質管理は、監督職員との協議による。	B			B							
		(イ)鉄筋は、JISG3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督職員の承諾を受けたものは、この限りでない。				B							
2. 7. 1	[溶接工事] 一般事項	(4) 鉄骨に溶接を行う場合は、鉄骨に悪影響のないことを確認し、監督職員の承諾を受けて施工する。				B							
		(5) 溶接作業における技能資格者は、工事に相応した技量を有する者とし、技量を証明する書面を監督職員に提出する。		B									
2. 11. 1	[はつり工事] 一般事項	(1) 建築物を使用しながらはつり工事を行う場合は、指定された時間に行う。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。				B							
		(5) はつり等で、コンクリート埋設配管及び配線を損傷した場合は、速やかに臨機の措置を行い、その経緯を監督職員に報告し、本復旧の実施等について協議する。					B						
2. 11. 2	非破壊検査	(ア) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。		B									
2. 11. 4	溝はつり及び補修	(エ) はつり深さは、特記による。なお、鉄筋等が露出した場合は、監督職員と協議する。					B						
<b>第 2 編 電力設備工事 第 1 章 機 材</b>													
1. 4. 1	[機材の試験] 試験	盤類等の改造、器具類の増設等に伴う新設器具単体の試験は、標準仕様書の当該事項により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
<b>第 2 章 施 工</b>													
2. 1. 1	[共通事項] 事前確認	地中配線を行う場合は、事前確認を行うものとし、次による。 (2) (ア) 施工前に配線を埋設する経路の確認を行う。なお、既設埋設配線の経路が不明の場合は、探査方法及び試験掘方法を監督職員と協議する。					B						
		(イ)埋設配線経路において、次の事項が発生又は発生が予想される場合は、監督職員と協議する。 (a) 埋設に障害となる既存埋設物 (b) 地盤沈下 (c) 車両及び人員の通行に必要な防護柵、覆工板、工事灯等の設置					B						
		(3) 事前確認の結果、調査が必要な場合は、監督職員と協議する。					B						
2. 1. 4	電線の色別	電線は表2.1. 2により色別する。ただし、これにより難しい場合は端部を色別する。 なお、接地線は緑、緑／黄又は緑／色帯とする。また、既設配線と電線の色別が異なる場合は、監督職員と協議する。					B						
2. 1. 15	配管・配線等の改修	(3) 幹線、分岐回路配線に逆送電のおそれのある場合は、その対策方法を検討し、監督職員と協議する。					B						
		(4) 既設の管内の配線の撤去が不可能な場合は、監督職員と協議する。					B						



章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考	
2. 15. 4	[電灯設備] 照明器具等の取り外し再利用	(1) 器具を取外し後再使用する場合は、次による。 (ア)再取付け前に、再度絶縁抵抗を測定し、監督職員に報告する。	B										
		(イ)ランプ及び電球は、再使用する。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。					B						
		(2) 撤去は、次によるほか、(1)(ア)、(イ)(a)、(ウ)、(キ)及び第1編第1章第8節「撤去」による。 (ア)撤去後に、安定器にPCBが入っているか確認し、監督職員に報告する。	B										
		(ウ)水銀が含まれている蛍光灯ランプ、HID ランプ等がある場合は、取扱いについて監督職員と協議する。					B						
2. 15. 6	分電盤等の更新	(9) 撤去は、次によるほか、第1編第1章第8節「撤去」による。 (ア)キャビネットの撤去を行う場合は、既存の配線を傷つけないように適切な方法で配線の養生、引戻し等を行う。 なお、キャビネットに接続されている電線収容物、ケーブル保護物がキャビネットの撤去に支障のある場合は、監督職員と協議する。					B						
		(イ)撤去した分電盤等が重量物の場合は、搬出方法等を検討し、監督職員と協議する。					B						
2. 19. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.19.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。			A					B			
		(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督職員の指示による。 なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2. 4「工事の記録」(4)による。			B								
2. 19. 2	施工の試験	(1) 次により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。 (ア)～(ケ)		B		B							
		(d) 高圧回路等の改修部分の絶縁抵抗測定は、1,000V絶縁抵抗計で行う。又また、改修部分に既設の電路及び機器が接続されている場合の高圧絶縁耐力試験で、これを除外して行うことができない場合の試験電圧は、監督職員と協議する。					B						
		(3) 防火区画貫通の耐火処理工法は、関係法令に定めるところによる耐火性能を証明するものを監督職員に提出する。		B									
<b>第 3 編 受変電設備工事 第 1 章 機 材</b>													
1. 1. 1	[共通事項] 一般事項	(2) 機器の搬入又は移設に伴い分割する必要がある場合は、監督職員と協議する。					B						
<b>第 2 章 施 工</b>													
2. 2. 5	[開放形配電盤] 機器の取外し再利用	(1) 重量物の搬出、搬入の経路及び運搬方法を検討し、監督職員と協議する。					B						
		(2) 作業前に、作業方法、作業時期等について監督職員及び関係者と協議する。					B						
		(3) 機器の搬出又は搬入の作業前に作業手順及び安全対策の方法を取りまとめ、監督職員に提出する。		B									
		(6) (エ)絶縁状況の測定又は試験を行い、異常のないことを確認し、試験成績表を監督職員に提出する。		B									
		(オ) 油入機器は、絶縁油の劣化状況の確認を行い、監督職員に報告する。	B										
		(カ) 高圧開閉器及び遮断器は、接触部及び補助パレット接点、の劣化状況を確認し、試験成績表を監督職員に提出する。なお、真空遮断器の場合は、真空バルブの真空度試験を行う。		B									
		(キ) 保管後に高圧開閉器等を再使用する場合は、再取付け前に再度点検清掃を行い、1,000V絶縁抵抗計により測定し、測定結果を監督職員に提出する。		B									
(ク) (ア)から(キ)までの確認、測定結果等により、機器の再使用が困難な場合は、監督職員と協議する。						B							

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考	
2. 2. 5	[開放形配電盤] 機器の取外し再利用	(7) 配電盤等を改造する場合の取扱いは、次による。											
		(イ)既存高圧機器操作回路を新設配電盤へ接続する場合は、制御回路の整合を確認し、監督職員と協議の上、接続する。				B							
		(ウ) 保護継電器を交換する場合は、製造者の試験管理値にて試験を行い、試験成績表を監督職員に提出する。		B									
		(エ) 負荷の増設工事で保護継電器の整定値を変更する場合は、監督職員と協議する。					B						
		(8) 受変電設備機器等の撤去は、次によるほか、(1)から(5)まで及び第1編第1章第8節「撤去」による。 (ア) 機器撤去後に、PCBが入っているかを確認し、監督職員に報告する。	B										
2. 4. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.4.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。			B					B			
		(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督職員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2. 4「工事の記録J(4)」による。			B								
2. 4. 2	保護継電器の整定等	(1) 試験に先立ち、保護継電器(地絡、過電流)の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(2) 監督職員の承諾を受けたものに基づき、整定をする。				B							
2. 4. 3	施工の試験	(1) 機器の設置及び配線完了後、表2.4.2により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(2) 変圧器ごとに低圧回路の漏れ電流を測定し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(3) 絶縁監視装置の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
<b>第 4 編 電力貯蔵設備工事 第 1 章 機 材</b>													
1. 1. 1	[共通事項] 一般事項	(2) 機器の搬入又は移設に伴い分割する必要がある場合は、監督職員と協議する。					B						
<b>第 2 章 施 工</b>													
2. 4. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.4.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。			A					B			
		(2) 溶接工は、配管の場合は、2.3.17「溶接接合」によるものとし、配管以外の場合は、JIS Z 3801「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に示す試験等による技量を有する者又は監督職員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督職員が認め、承諾を得た者については、この限りでない。			B								
2. 4. 2	施工の試験	機器の設置及び配線完了後、標準仕様書第4編3.3.2「施工の試験」により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
<b>第 5 編 発電設備工事 第 1 章 機 材</b>												
1. 1. 1	[共通事項] 一般事項	(2) 機器の搬入又は移設に伴い分割する必要がある場合は、監督職員と協議する。					B					
<b>第 2 章 施 工</b>												
2. 8. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.8. 1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。								B		
		(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督職員の指示による。 なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2. 4「工事の記録」(4)による。			A					B		
2. 8. 2	ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験	機器の設置及び配線完了後、標準仕様書第5編2.7. 2「ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験」により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
2. 8. 3	燃料電池発電設備の試験	燃料電池発電設備において、りん酸形燃料電池である場合は、機器の設置及び配線完了後、標準仕様書第5編2.7.3「燃料電池発電設備の試験」表2.7. 3により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
2. 8. 4	熱併給発電設備(コージェネレーション設備)の試験	標準仕様書第5編2.7.4「熱併給発電設備(コージェネレーション設備)の試験」により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
2. 8. 5	太陽光発電設備の試験	機器の設置及び配線完了後、標準仕様書第5編2.7. 5「太陽光発電設備の試験」により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
2. 8. 6	風力発電設備の試験	機器の設置及び配線完了後、標準仕様書第5編2.7. 6「風力発電設備の試験」により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
2. 8. 7	小出力発電装置の試験	機器の設置及び配線完了後、標準仕様書第5編2.7. 7「小出力発電装置の試験」により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
<b>第 6 編 通信・情報設備工事 第 1 章 機 材</b>												
1. 1. 1	[共通事項] 一般事項	(2) 機器の搬入又は移設に伴い分割する必要がある場合は、監督職員と協議する。					B					
<b>第 2 章 施 工</b>												
2. 1. 1	[共通事項] 事前確認	(2) 事前確認の結果、調査が必要な場合は監督職員と協議する。					B					
2. 1. 13	機器の取外し、再使用	(1) 端末機器等を取外し後、再使用する場合は、次による。 (キ) 取付け前に、再度絶縁抵抗を測定し、結果を監督職員に報告する。	B									
2. 1. 15	主装置等の更新	(4) 撤去は、次によるほか、第1編第1章第8節「撤去」による。 (イ) 撤去した主装置等が、重量物の場合は、搬出方法を検討し、監督職員と協議する。					B					

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
2. 1. 17	自動火災報知設備等の改修	自動火災報知、自動閉鎖、非常警報及びガス漏れ火災警報の各設備を改修する場合は、次によるほか、関係法令等に定めるところによるものとする。 (ア) 施工前には、既存設備図、改修図、保守点検表等を整理し、監督職員と協議を行い、遅滞なく関係官公署への届出等を行う。					B					
		(イ) 受信機、感知器等の型式が失効となっていないかを確認し、失効となっている場合は、監督職員と協議する。					B					
		(ウ) 工事範囲の防災機能を停止する場合は、停止中の防災安全対策について、監督職員と協議する。						B				
		(エ) 工事期間中、各設備の警戒区域において未警戒となる区域が発生する場合は、監督職員と協議する。						B				
		(カ) 工事期間中の防災計画について監督職員と協議し、連絡体制等を明確にする。						B				
2. 15. 2	機器の据付け	機器の据付けは、次による。 (イ) 電話機取付け位置の詳細は、監督職員との協議による。					B					
2. 16. 2	[情報表示設備] 機器の取付け	機器の取付けは、次による。 (イ) 情報表示盤及び子時計の取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付け方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督職員に提出する。		B								
2. 17. 2	[映像・音響設備] 機器の取付け	(4) 荷重の大きいもの及び取付け方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督職員に提出する。		B								
2. 19. 2	[誘導支援設備] 機器の取付け	(1) 音声誘導装置の取付けは、その種類及び取付け場所に応じた方法とし、あらかじめ取付け詳細図を監督職員に提出する。		B								
2. 21. 2	[監視カメラ設備] 機器の取付け	カメラの取付けは、次による。 (2) (エ) カメラの取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付け方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督職員に提出する。		B								
2. 28. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.28.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。			A					B		
		(2) (1)の立ち会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち会いとし、抽出頻度等は監督職員の指示による。なお、(1)の立ち会いを受けないものは、標準仕様書第1編1.2. 4「工事の記録」(4)による。			B							
2. 28. 2	施工の試験	次により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。 (ア)～(ウ)		B		B						
<b>第 7 編 中央監視制御設備工事 第 1 章 機 材</b>												
1. 1. 1	[共通事項] 一般事項	(2) 機器の搬入又は移設に伴い分割する必要がある場合は、監督職員と協議する。					A					
<b>第 2 章 施 工</b>												
2. 4. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.4.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち監督職員の立会いを受ける。			A					B		
		(2) (1)の立ち会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち会いとし、抽出頻度等は監督職員の指示による。なお、(1)の立ち会いを受けないものは、第1編1.2. 4「工事の記録」(4)による。			B							
2. 4. 2	施工の試験	施工の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。 (ア)～(ウ)		B		B						

# 公共建築改修工事標準仕様書監理区分表

## 機械設備工事編監理区分表一般事項

1. この監理区分表は、平成31年版公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)に対応するものである。
2. 本区分表において、Aは発注者監督員、Bは受注者監督員(補助監督員)の担当業務区分とする。
3. 業務区分における「協議」等は、その業務を行う者を示す。
4. Aが行う検査等の業務については、すべてBが立ち会う。
5. Bが行う提出の業務については施工者より遅延なく提出されるよう指導すると共にその内容をすみやかに精査し、必要に応じて是正させ適切な内容となるように指導し、直ちにAに提出すること。
6. Bが行う承諾、協議及び指示等の業務については、その内容をすみやかにAと協議のうえ行うこと。
7. Bが行う協議、検査業務については、その内容を直ちにAに報告する。

# 目 次

## 一 般 事 項

第1編	一 般 共 通 事 項	.....	1
第2編	共 通 工 事	.....	6
第3編	空 気 調 和 設 備 工 事	.....	8
第4編	自 動 制 御 設 備 工 事	.....	9
第5編	給 排 水 衛 生 設 備 工 事	.....	9
第6編	ガ ス 設 備 工 事	.....	10
第7編	昇 降 機 設 備 工 事	.....	10

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
<b>第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項</b>												
1. 1. 3	[総則] 官公署その他への届出手続等	(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。	B									
1. 1. 4	工事实績情報システム (CORINS)への登録	(1) 工事实績情報システム(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録機関への登録申請を行う。									A	
		(2) 登録後は登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。	A									
1. 1. 5	書面の書式及び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。					A					
		(2) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。	B									
1. 1. 6	設計図書等の取扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員との承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
1. 1. 7	別契約の関連工事	契約書に基づく関係工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事(以下「関連工事等」という。)について、監督職員との調整に協力し、当該工事関係者ととともに、工事全体の円滑な施工に努める。						B				
1. 1. 8	疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた場合は、監督職員と協議する。					A					
1. 1. 9	工事の一時中止に係る事項	次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。	B									
1. 1. 10	工期の変更に係る資料の提出	契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。	B									
1. 1. 12	埋蔵文化財その他の物件	工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。	B		A							
1. 1. 13	SI単位	国際単位系であるSI単位の適用に当たり、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。					A					
1. 2. 1	[工事関係図書] 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員との承諾を受ける。				B						
		(3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要があるが生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員との承諾を受ける。				B						
		(4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要があるが生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。	B									
		(5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。	B									

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考	
1. 2. 2	施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。		B									
		(3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		A							
		(4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画にかかる部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。				B							
		(5) 施工計画書の内容を変更する必要があるが生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。	B										
1. 2. 3	施工図等	(1) 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		B							
		(3) 施工図等の内容を変更する必要があるが生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。	B			B							
1. 2. 4	工事の記録等	(2) 監督職員がの指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。				B	B						
		(4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (エ) 適切な施工の証明を監督職員に指示された場合				B							
		(5) (2)から(4)の記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。	B									B	
1. 3. 2	電気保安技術者	(2) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。		B		A							
		(3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。				B							
1. 3. 3	施工条件	(1) (ア)行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A							
		(イ)設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。				A							
		(ウ)設計図書に施工時間が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。	B			A							
		(2) 工事期間中、施工場所の設備機能は、原則として、停止させる。ただし、設計図書に定めのある場合又は設備機能の停止が必要ない場合で、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、施工場所の設備機能の停止に伴い、非施工場所の機能が停止される場合の代替設備は特記による。				A							
		(5) 振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。				B							
1. 3. 4	品質管理	(2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。							B				
		(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。				B							



章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考	
1. 3. 5	施工中の安全確保	(2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。			A								
		(5) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物・既設配管等に対して支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B						
		(6) 工事の施工に当たり、近隣等の折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。 (7)地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ、その概要を監督職員に報告する。	B										
		(ウ) 大型機器等の搬出入において、第三者障害の防止の措置を講ずる必要がある場合は、監督職員と協議する。					B						
1. 3. 8	災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。	A B										
1. 3. 10	既存部分等への処置	(3) 工事施工に当たり、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに、承諾を受けて原状に準じて補修する。	B										
1. 4. 2	[機器及び材料] 機材の品質等	(3) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJIS、JAS又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JISマーク、JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。		B		B							
		(4) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。	B										
		(5) 調合を要する材料については、調合表等を監督職員に提出する。		B									
		(6) 設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。		B		A							
1. 4. 3	再使用品	(1) (7) 取外し前に状態及び性能・機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。なお、確認する状態及び性能・機能は特記による。特記がない場合は、監督職員と協議する。  (イ) 状態及び性能・機能の確認の結果、修理等の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。					B						
		(エ) 取外し後、再取付けまでの間は、機器の性能・機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。 なお、保管場所は、監督職員と協議する。					A						
		(2) 再使用できない機器類は、監督職員と協議する。					A						
1. 4. 4	機材の搬入	機材は工事現場への搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	B			A							
1. 4. 5	機材の検査等	(1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A			B				
		(2) (1)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A				B				
1. 4. 6	機材の検査に伴う試験	(3) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。		B									
		(4) 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。				B							
1. 4. 7	機材の保管	搬入した機材は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。なお、搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと監督職員の指示を受けたものは、適切な措置を講じ、工事現場外に搬出する。			B								

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
1. 5. 1	[施工調査] 施工計画調査	(2) 消火設備等を改修する場合、現行法令に適合しない箇所が確認された場合は、監督職員と協議する。				B						
1. 5. 2	事前調査	工事の施工に先立ち、設計図書に定められた調査を行い、監督職員に報告する。	B									
1. 6. 2	[施工] 技能士	(3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。		B								
1. 6. 3	一工程の施工の事前確認	一工程の施工に先立ち、次の項目について監督職員に報告する。 (ア) 施工前の調査の期間及びその時間帯 (イ) 工種別又は部位別の施工順序及び施工可能時間帯 (ウ) 工種別又は部位別の足場その他仮設物の設置範囲及びその期間	B									
1. 6. 4	一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。なお、確認、及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。	B		B	A						
1. 6. 5	施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合又は1.6. 4「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。	B							B		
		(2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A					B		
		(3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。				A						
1. 6. 6	施工の検査に伴う試験	(2) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。		B								
1. 6. 7	施工の立会い	次の場合は、監督職員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。 (ア) 設計図書に定められた場合 (イ) 主要機器を設置する場合 (ウ) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合 (エ) 総合調整を行う場合 (オ) 監督職員が特に指示する場合			A						B	
		(2) 監督職員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。			B						B	
		(3) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。									B	
1. 6. 8	工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督職員と協議する。 (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案 (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案					B					
1. 6. 9	化学物質の濃度測定	(3) 測定結果は、監督職員に提出する。		B								
1. 7. 1	[工事検査及び技術検査] 工事検査	(1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。 (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。		A	A							
		(2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。			B							
1. 8. 1	[完成図等] 完成図の作成範囲	完成図の作成範囲は、原則として、施工範囲とするほか、必要に応じて監督職員と協議する。					B					
1. 8. 2	完成時の提出図書	工事完成時の提出図書は特記による。特記がなければ、1.8.3「完成図」及び1.8.4「保全に関する資料」による。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
1. 8. 4	保全に関する資料	(2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。					B					
1. 8. 5	標識その他	(3) 配管、弁及びダクトには、次の識別を行う。 なお、配管の識別は原則として、JISZ 9102（配管系の識別表示）によるものとし、識別方法及び色合いは監督職員の指示による。 (ア) 配管及びダクトには、用途及び流れの方向を表示する。 (イ) 弁には、弁の開閉を表示する。			B							
1. 8. 6	保守工具	当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、樹等の保守点検に必要な工具一式を監督職員に提出する。		B								
<b>第 2 章 仮設工事</b>												
2. 2. 2	[足場その他] 工事用電力等	(3) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。					A					
2. 3. 1	[督職員事務所、機材置場、 その他の仮設物] 監督職員事務所	(3) 地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管等を掘り当てた場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を行い、監督職員及び関係者と協議して処理する。			A							
2. 4. 1	[設物撤去その他] 設物撤去その他	(1) 工事の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となる場合は、監督職員と協議する。					A					
		(2) 仮設物を移転する場所がない場合は、監督職員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。				A						
<b>第 3 章 養生</b>												
3. 1. 1	[一般事項] 養生範囲	既存部分の養生範囲は特記による。 なお、特記がなく、工事後に使用される建築物、設備、備品等で、工事中の汚損、変色等が、工事前の状態と異なるおそれがある箇所は、養生を行うものとし、養生範囲は監督職員と協議する。					B					
<b>第 4 章 撤去</b>												
4. 1. 2	[一般事項] 撤去作業の安全対策	撤去作業に伴う安全対策は、1.3. 5「施工中の安全確保」及び1.3. 9「施工中の環境保全等」によるほか、次による。 (ア) 粉じん、ほこりが発生するおそれのある撤去作業には、監督職員と協議して有効な換気装置等を設置する。					B					
4. 2. 1	[施工] 有害物質を含む撤去	撤去部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されている場合は、監督職員と協議する。					A					
4. 2. 4	撤去跡の補修及び復旧	(1) 壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡の取付ボルト孔及び壁面、天井面の変色等の補修並びに床補修等は特記による。特記がなければ、監督職員との協議による。					B					
		(2) 床、壁、天井等の撤去後の開口部の補修の方法及び仕上げの仕様は特記による。特記がなければ、監督職員との協議による。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考	
<b>第 5 章 発生材の処理等</b>													
5. 1. 1	[発生材の処理] 一般事項	(1)	発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。 なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する				B						
		(2)	発生材の処理は、次による。 (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。 なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。	B	A								
			(イ) 発生材のうち、工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。 なお、再資源化を図るものと指定されたものは分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入した後、調書を作成し、監督職員に提出する。	B									
			(エ) (ア)及び(イ)以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督職員に報告する。	B									
<b>第 2 編 共通工事 第 1 章 一般事項</b>													
1. 3. 1	[総合試運転調整] 一般事項		総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を監督職員に提出し、承諾を受ける。	B		B							
1. 3. 3	総合試運転調整		総合試運転調整完了後、機器等の運転状態の記録表及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を監督職員に提出する。測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する。	B									
<b>第 2 章 配管工事</b>													
2. 1. 1	[配管材料等] 配管材料・配管付属品・計器 その他	(5)	既存配管との取合い部分等で、(1)によらない継手を使用する場合は、監督職員と協議する。				B						
2. 2. 11	[配管施工の一般事項] 既設配管の再生を行う場合の 留意事項	(2)	施工に先立ち、既設配管までの劣化状態を調査確認し記録する。また、配管のサンプリングを行い内部の状態について記録し、写真等を監督職員に提出する。 (ア) 調査箇所及びサンプリング個数は特記による。 (イ) 調査により、工法や施工範囲を変更する場合は、監督職員と協議する。				B						
		(3)	作業機器の据付場所は、騒音の防止、仮設給排水の確保、じんあいの飛散防止等を検討し、監督職員の承諾を受ける。			B							
		(5)	作業に伴い、既設配管より取外した弁、衛生器具等は、作業終了後に原状復旧し、開閉操作等の機能確認を行う。 なお、老朽化等の理由で再使用が不可能な場合は、監督職員と協議する。				B						
		(6)	作業後、管内の洗浄及び消毒を行い、通水後、末端部の水栓等より採水し、水質検査を行い、監督職員に提出する。 なお、水質検査の適用は特記による。	B									
2. 3. 1	[管の接合] 一般事項	(8)	既設配管との接続方法は、原則として、2.3.2「鋼管」以降により、継手は新品(既設配管に溶接されたフランジを除く。)とする。 なお、これによることができない場合は、監督職員と協議する。				B						
2. 3. 3	塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管	(4)	塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、やむを得ずフランジを現場取付けする場合は、監督職員の承諾を受け、標準図(塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管の施工要領)により取付ける。			B							
2. 3. 7	ステンレス鋼管	(2)	溶接接合は、次によるほか、2.3. 16「溶接接合」の当該事項による。 (イ) 溶接作業は、原則として、工場で行う。また、現場溶接する場合は、TIG自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は、監督職員の立会いを受けて行う。							B			

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
2.3.8	銅管	水配管の接合は、差込接合又はメカニカル接合とし、次による。 (イ) メカニカル接合は、呼び径25以下に適用し、監督職員の承諾を受け、JCDA0002（銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準）を満足した継手により接合する。				B						
2.3.16.4	溶接工	(ア) 自動溶接を行う者は、自動溶接機、溶接方法に十分習熟し、かつ十分な技量及び経験を有する者で監督職員が認めた者とする。				A						
		(イ) 自動溶接を除く溶接工は、次の試験等の技量を有する者又は監督職員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督職員が認め、承諾を得た者については、この限りでない。 (a) 手溶接の場合は、JISZ 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）又はJISZ 3821（ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準） (b) 半自動溶接の場合は、JISZ 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）				A					A	
2.3.16.7	仮付け	(オ) 仮付け溶接終了後、開先形状確認のため、監督職員の指示に従い工事写真又は開先寸法記録を残す。ただし、工場溶接にあつては、この限りでない。なお、ここでいう工場溶接とは、専用の溶接設備を用いて適確な品質管理のもとで行う溶接であつて、当該加工業者が、溶接部の品質の保証を与えるものをいう。			B							
2.3.16.10	溶接方法	溶接方法は、被覆アーク溶接、TIG溶接若しくは監督職員の承諾を得た半自動アーク溶接、自動溶接又はそれらの組合せによって行う。ただし、ステンレス鋼管の場合は、被覆アーク溶接は行わない。				B						
2.3.16.11	溶接施工	(ア) 溶接作業は、降雨・降雪時や強風時には行わない。ただし、溶接部が十分に保護され、監督職員の承諾を受けた場合は、作業を行うことができる。また、降雨・降雪や強風の影響を受けない建物内での作業は、この限りでない。				B						
2.5.1	[地中配管] 一般事項	(3) 既設地中配管の経路が不明な場合は、監督職員と協議の上、試験掘を行う。					B					
		(4) 新設配管経路に埋設物等の障害が生じた場合は、監督職員と協議し、経路変更を行う。					B					
2.7.1	[試験] 一般事項	(3) 既設配管との接続部等、既設配管を含む部分の試験方法及び試験圧力は特記による。また、特記により、システム全体の試験を行う場合は、既設配管及び機器に損傷を与えないよう十分に調査する。 なお、規定圧力まで昇圧することができない場合は、直ちに試験を中止し、監督職員と協議する。					B					
		(4) 給水・給湯等の飲料用配管は、水質検査を行い、検査結果を監督職員に提出する。		B								
		(5) 排水管において部分改修の場合は、監督職員と協議し、通水試験等を行う。					B					
2.8.2	[撤去] 既設配管の撤去	(1) 既設配管の撤去範囲は特記による。ただし、その位置で不具合が生じた場合又は接続が不可能若しくは危険と判断される場合は、監督職員と協議する。					B					
		(3) 止水後、水栓や水抜きバルブより水抜きを行い、管内内容物を確実に排出したことを確認した後、管の切断・切離しを行う。 なお、管内内容物を完全に排出できない場合は、監督職員と協議する。					B					
		(5) 配管切断位置に分岐バルブがない場合又は既設バルブで確実に止水できない場合は、監督職員と協議する。					B					
<b>第 3 章 保温、塗装及び防錆工事</b>												
3.2.1.1	[塗装及び防錆工事] 一般事項	塗装は、次の事項及び各編で定める事項のほか、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書（建築工事編）」という。）18章「塗装工事」による。 (d) 仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		A						
		(g) 検査を要するものの塗装は、当該部分の終了後に施工する。やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前に監督職員の承諾を受ける。				A						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
<b>第 4 章 はつり及び穴開け</b>												
4. 1. 1	[一般事項] 共通事項	(4) 特記以外の場所を施工する場合は、監督職員と協議する。					B					
4. 1. 2	非破壊検査	放射線透過検査は、特記により行うものとし、労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規則」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (ア) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。		B								
4. 1. 3	穴開け及び補修	(6) ダクト用開口でクラッシュ工法等、他の工法を採用する場合は、監督職員と協議する。					B					
4. 1. 5	既設基礎の解体はつり	(3) 周辺機器等の養生が必要な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(4) 防水層等の補修が必要な場合は、監督職員と協議する。					B					

章・節・項	見 出 し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
<b>第 5 章 インサート及びアンカー</b>												
5. 2. 1	[施工] 穿孔	(3)	埋込み配管等に干渉した場合は、直ちに穿孔を中止し、監督職員に報告し、指示を受ける。									
		(5)	穿孔された孔内に水分があることが確認された場合は、監督職員に報告し、指示を受ける。									
<b>第 7 章 関連工事</b>												
7. 1. 1	[土工事] 一般事項	土工事は、次によるほか、標準仕様書(建築工事編)3章「土工事」による。 (イ) 地中埋設物は、事前に調査を行い給排水管、ガス管、配線等に影響がないように施工する。 なお、給水管、ガス管、配線等を掘り当てた場合には、これらを損傷しないように注意するとともに、必要に応じて緊急処置を行い、監督職員及び関係者と協議して処理する。										
7. 3. 1	[コンクリート工事] 一般事項	コンクリート工事は、次によるほか、標準仕様書(建築工事編)5章「鉄筋工事」及び6章「コンクリート工事」による。 (ア) コンクリートは次によるほか、その種類は普通コンクリートとし、原則として、レディーミクストコンクリートとする。レディーミクストコンクリートは、JISQ 1001 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針)及びJISQ 1011 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))に基づき、JISA5308 (レディーミクストコンクリート)への適合を認証されたものとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。										
		(a)	コンクリートの設計基準強度は、特記がなければ、18N/mm <sup>2</sup> 以上、スランブは15cm又は18cmとし、施工に先立ち調査表を監督職員に提出する。ただし、少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて省略することができる。									
		(イ)	鉄筋は、異形鉄筋又は丸鋼とし、JISG 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)によるものとする。ただし、少量の場合で監督職員の承諾を受けたものは、この限りでない。									
7. 5. 3	[鋼材工事] 溶接	(1)	溶接工は、配管の場合は、2.3.17「溶接接合」によるものとし、配管以外の場合は、JIS Z 3801「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に示す試験等による技量を有する者又は監督職員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督職員が認め、承諾を得た者については、この限りでない。									
<b>第 3 編 空気調和設備工事 第 1 章 機材</b>												
1. 1. 1	[機器] 一般事項	(3)	機器の搬入又は移設に伴い、機器を分割する必要がある場合は、監督職員と協議する。									
<b>第 2 章 施工</b>												
2. 1. 1	[機器の据付け及び取付け] 一般事項	(4)	既存のアンカーは、原則として使用しない。ただし、やむを得ず既存のアンカーを再使用する場合は、監督職員と協議し、アンカーボルトの状態及び強度を確認する。									
2. 2. 7	ダクト清掃	(2)	ダクト清掃作業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づくダクト清掃作業監督者を配置し、監督職員の承諾を受ける。									
		(3)	当該ダクトの経路、構造、天井点検・作業口の取付けの適否等を調査し、監督職員に報告する。									
		(4)	施工に先立ち、当該ダクトの既存状態を調査・記録(記録写真等を含む。)し、監督職員に提出する。 なお、調査・記録する場所及び箇所数は特記による。									
		(5)	作業機器の据付場所は、騒音対策、ほこり等の飛散防止対策を考慮した場所とし、監督職員の承諾を受ける。									
		(12)	所定の清掃作業終了後にダクト系の機能を調査確認する。また、清掃後のダクト内面の状態を記録写真に撮り、監督職員に提出する。 なお、記録する場所及び箇所数は特記による。									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
2. 4. 2	[撤去] 機器の撤去	(3) オイルタンク、オイルサービスタンク等の撤去に先立ち、次の措置を講ずる。 (ア) タンク内の残油の有無を確認する。なお、タンク内に残油がある場合には、監督職員に報告する。	B									
		(6) 冷凍機、ボイラー、空調機等の大型機器の撤去において、機器を分割・解体する必要がある場合は、監督職員と協議する。					B					
		(7) 機器の吊り装置(電動ウインチ等)とそれらを支持固定する架台(チャンネルベース)等が必要な場合は、監督職員と協議する。						B				
2. 4. 5	既設ダクトの撤去	(1) 既設ダクトの撤去範囲は特記による。ただし、その位置で不具合が生じた場合又は接続等が不可能な場合若しくは危険と判断される場合は、監督職員と協議する。					B					
		(2) 既設ダクトの撤去による振動及び粉じん発生に制約がある場合は、監督職員と協議する。					B					
2. 4. 6	既設ダクトの搬出	(2) 搬出において既設エレベーターを使用する場合は、監督職員と協議する。 なお、使用する場合の養生方法は、第1編第3章「養生」による。					B					
<b>第 4 編 自動制御設備工事 第 1 章 機材</b>												
2. 2. 1	[盤類の取付け] 自動制御盤の取付け	自動制御盤の据付けは、次によるほか、第3編2.1. 1「一般事項」の当該事項による。 (イ) 質量の大きいもの及び特殊な取付方法のものは、あらかじめ取付詳細図を作成し、監督職員に提出する。		B								
2. 4. 2	[総合試運転調整等] 総合試運転調整	(2) 総合試運転調整完了後、制御・計測調整報告書を監督職員に提出する。制御・計測調整報告書は、日時、系統名、機器名称、型番、取付位置・状態、設定値(設定値協議書を含む。)、実測値及び制御動作状態を記入したものとする。また、エネルギー管理機能を備える場合は、総合試運転調整時の計測、計量等のデータによるグラフ等を監督職員に提出する。 なお、制御・計測値が確認できない電気式の場合を除く。		B								
<b>第 5 編 給排水衛生設備 第 1 章 機材</b>												
1. 1. 1	[機器・器具] 一般事項	(3) 衛生器具を再使用する場合は、写真等で取外し前の状況を監督職員に報告する。	B									
		(4) 機器の搬入又は移設に伴い、機器を分割する必要がある場合は、監督職員と協議する。					B					
2. 2. 1	[給排水衛生機器] 一般事項	(7) 既存のアンカー等は、原則として使用しない。ただし、やむを得ず既存のアンカーを再使用する場合は、監督職員と協議し、アンカーボルトの状態及び強度を確認する。					B		B			
2. 2. 7	機器・器具の再使用	再使用品は、次によるほか、第1編1.4. 3「再使用品」による。 (イ) 再使用する衛生器具は、取外しの前後で、洗浄及び、消毒を行った後、養生を行う。また、取外し及び再取付け時には、ひび割れ、傷等の確認を行う。 なお、ひび割れ、傷等を確認した場合は、監督職員に報告する。	A						B			
		(ウ) 飲料用タンク及びその他の器具を再利用する場合、清掃、消毒を行い、水質検査結果を監督職員に提出する。	B									
		(エ) 既設の消火機器の型式が失効している場合及び不活性ガス消火設備等の容器弁の点検時期を確認し、監督職員に報告する。	B									
2. 3. 2	[撤去] 機器・器具の撤去	(3) 飲料用タンク、消火用タンク等が使用できなくなる場合は、事前に監督職員と協議するほか、関係官署と協議する。					B					
		(7) ボイラー、タンク等の大型機器の撤去において、搬出経路や搬出口等の制限を受け、機器を分割・解体する必要がある場合は、監督職員と協議する。					B					
		(8) 機器の吊り装置(電動ウインチ等)とそれらを支持固定する架台(チャンネル等)等が必要な場合は、監督職員と協議する。						B				



章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
<b>第 6 編 ガス設備工事 第 2 章 都市ガス設備及び液化石油ガス設備</b>												
2. 2. 5	[都市ガス設備の施工] 防食処置	鋼管で、腐食のおそれのある部分は、次による防食処置を施すものとする。ただし、監督職員の承諾の上、ガス事業者の定める工法によることができる。 (ア) 地中埋設管及び次の部分は、原則として、第2編2.5.3「防食処置」による。 (a) 地中からの立上り部及び立下り部の土と接触する部分 (b) 床下の多湿部及び屋内の水の影響を受けるおそれがある場所の露出部 (イ) コンクリート埋設及び貫通する部分の鋼管類(合成樹脂等で外面を被覆された部分は除く。)には、ビニル粘着テープ又はプラスチックテープを1/2重ね1回巻きを行う。 (ウ) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物に引き込まれる箇所付近の露出部配管には、絶縁継手を設ける。 (エ) 地中埋設管に電気防食を施す場合は、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第47条(防食処置)による。				B						
2. 4. 2	[撤去] 既存設備の撤去	(1) 既設配管等の撤去範囲は特記による。ただし、その位置で不具合が生じた場合又は接続が不可能若しくは危険と判断される場合は、監督職員と協議する。					A					
<b>第 7 編 昇降機設備工事 第 1 章 一般事項</b>												
1. 2. 1	[仮設工事等] 一般事項	(5) 昇降路内に石綿の封じ込め処理等が施されているおそれがある場合は、監督職員に報告する。	A									
1. 3. 2	既設機器の撤去	(4) 撤去に際しては、原則として、火気を使用してはならない。また、粉じん等の飛散を防止する措置を講ずる。 なお、やむを得ず火気を使用する場合は、監督職員へ報告する。	A									
		(5) 床、壁等の撤去後の開口部の補修方法及び仕上げの仕様は特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。				B						
1. 3. 3	既設機器の搬出	搬出方法は特記による。 なお、搬出経路に開口等を設ける場合は、監督職員と協議する。					B					
<b>第 2 章 一般油圧エレベーター</b>												
2.2.1.1	油圧パワーユニット	(オ) 電動機は、標準仕様書第2編1.2.1.1「誘導電動機の規格及び保護方式」による次の試験を行い、その試験成績表を監督職員に提出する。 (a) 特性試験(抵抗測定、無負荷試験及び拘束試験) (b) 温度試験 (c) 耐電圧試験 (d) 絶縁抵抗試験				B						